

柳津町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

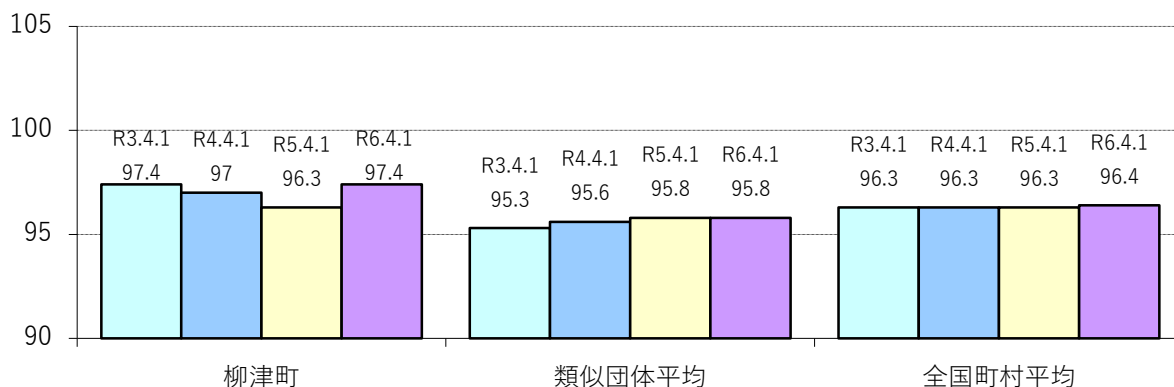
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 B/A	(参考) 前年度の 人件費率
令和6年度	人 2,938	千円 4,234,575	千円 200,178	千円 779,993	% 18.4	% 17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考)一人当たり の給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たりの 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和6年度	人 71	千円 203,764	千円 47,750	千円 84,412	千円 335,926	千円 4,731	千円 5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。ただし、再任用職員（短時間勤務職員）及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれておりますが、会計年度任用職員は含まれておりません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。また、激変緩和措置として、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間にわたり経過措置(現給保障)を実施しました。また、他の給料表についても、福島県人事委員会勧告に準じて見直しを実施しました。

② その他の見直し

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました(平成27年4月1日)。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柳津町	38.7歳	297,271円	360,362円	321,213円
福島県	42.8歳	326,500円	407,692円	357,321円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
類似団体	41.3歳	302,599円	348,683円	327,516円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柳津町	59.3歳	2人	321,200円	346,150円	330,283円
福島県	54.6歳	131人	311,300円	349,037円	323,940円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円
類似団体	52.7歳	2人	273,536円	291,816円	284,628円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		柳津町	福島県	国
一般行政職	大学卒	200,500円	207,100円	196,200円
	高校卒	169,900円	174,400円	166,600円
技能労務職	高校卒	-	172,800円	-
	中学卒	-	163,700円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

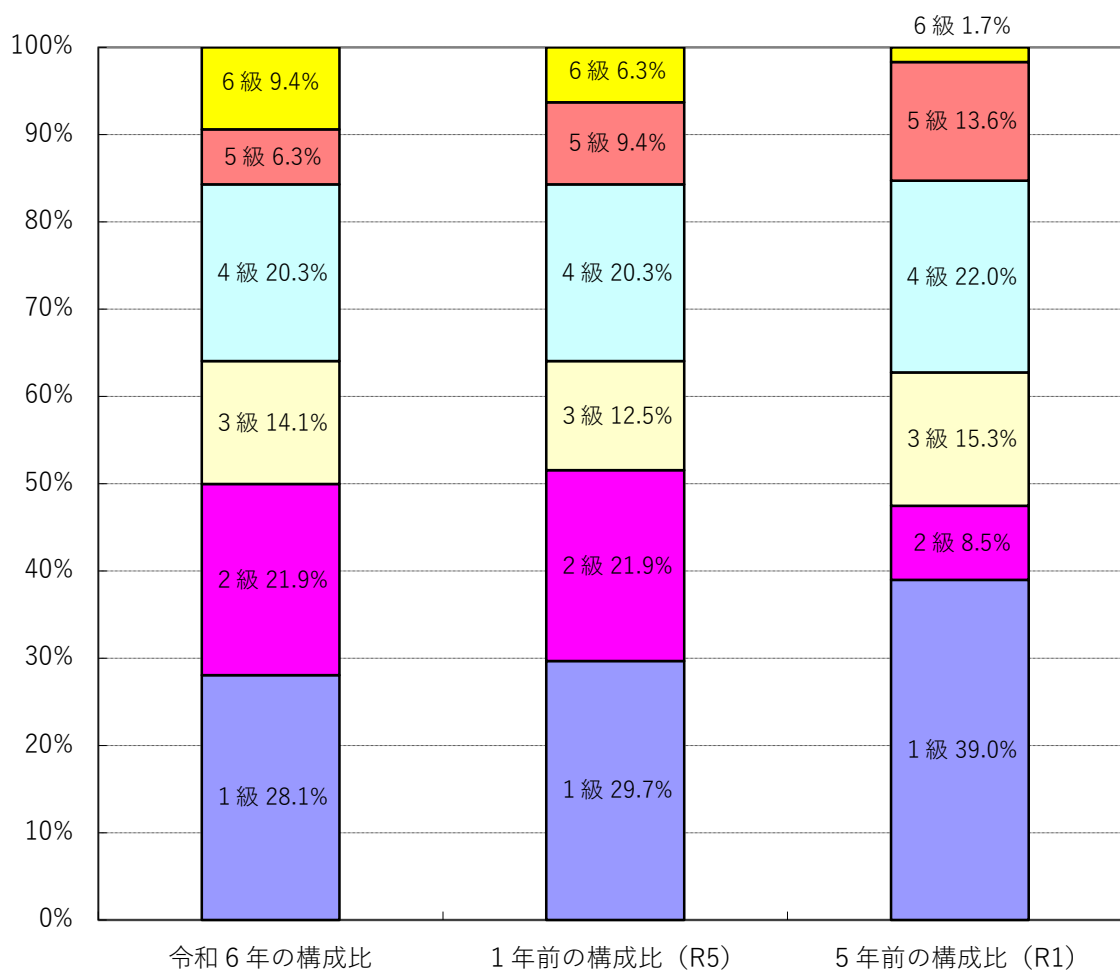
区分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	257,000円	321,500円	368,900円	378,000円
	高校卒	224,500円	262,600円	334,200円	367,500円
技能労務職	高校卒	-	-	-	-
	中学卒	-	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

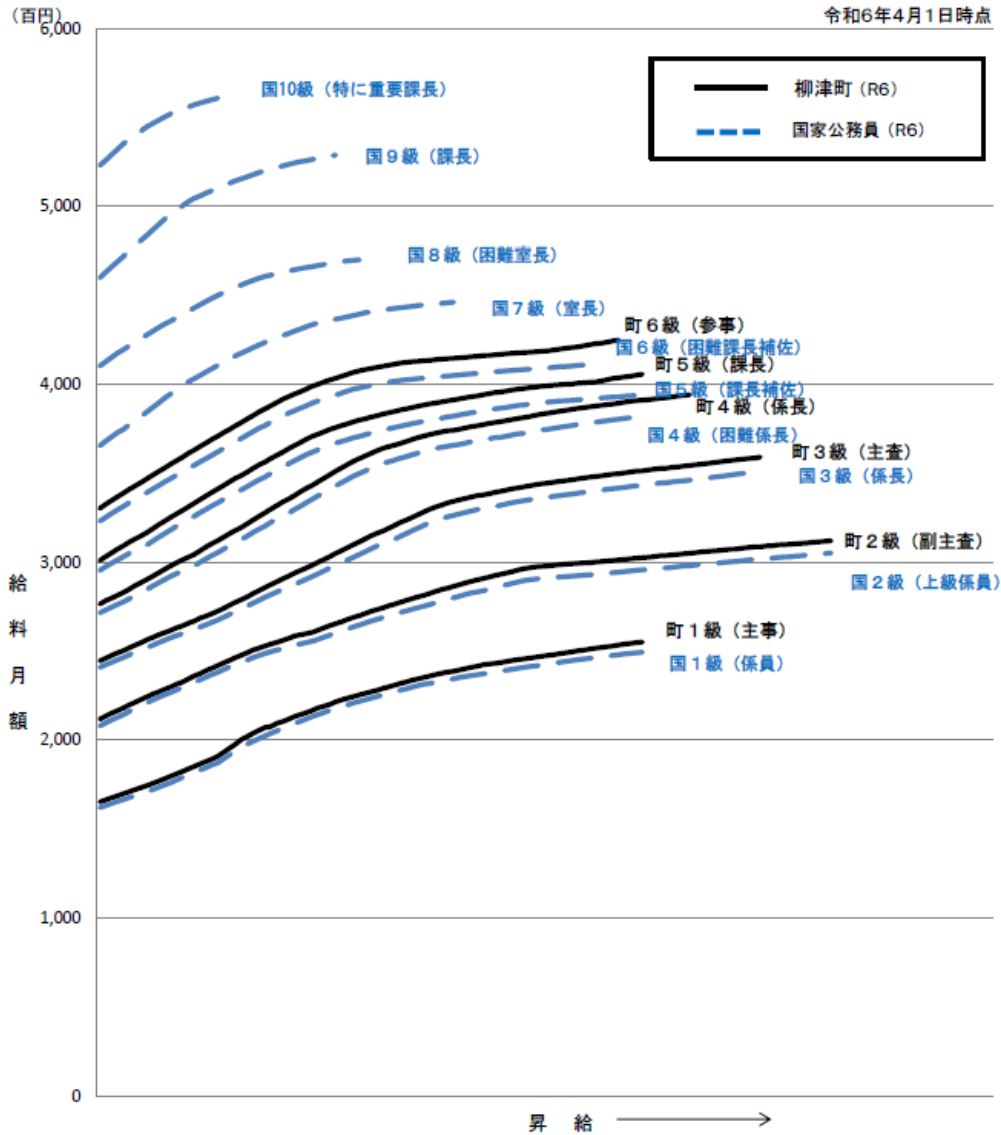
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	18人	28.1%	165,300円	255,100円
2級	副主査	14人	21.9%	211,800円	312,100円
3級	主査	9人	14.1%	244,600円	359,100円
4級	係長	13人	20.3%	276,500円	394,100円
5級	課長・課長相当職	4人	6.3%	301,000円	405,700円
6級	課長・課長相当職	6人	9.4%	330,300円	424,800円

- (注) 1 柳津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用した	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

柳津町	福島県	国
一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,403 千円	一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,663 千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務実績の反映は行っておりません。勤勉手当は、6月1日、12月1日の基準日に在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6か月以内の期間内におけるその者の勤務実績（日数）に応じて支給しています。

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

柳津町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		

(注) 退職手当の支給率は福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象者はいません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給対象者はいません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	33,232 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	449 千円
支給実績（令和5年度決算）	25,910 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	381 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	別に記載	同じ	別に記載	7,275 千円	208 千円
住居手当	〃	異なる	〃	6,231 千円	283 千円
通勤手当	〃	異なる	〃	9,676 千円	151 千円
管理職手当	〃	異なる	〃	3,960 千円	396 千円
寒冷地手当	〃	異なる	〃	5,660 千円	67 千円
宿日直手当	〃	異なる	〃	1,372 千円	26 千円

○扶養手当

扶養親族の要件	支給額
配偶者	6,500円
子	10,000円
父母等	6,500円
特定期間の加算	5,000円

○住居手当

1. 職員の居住する借家・借間

支給要件	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員	
支給額	家賃20,500円以下の場合	家賃額-9,500円
	家賃20,500円を超え、54,500円未満の場合	(家賃額-20,500円) × 1/2 + 11,000円
	家賃54,500円以上の場合	28,000円

2. 配偶者の居住する借家・借間

支給要件	(1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員
支給額	「職員の居住する借家・借間」により算出される額の1/2

○通勤手当

1. 交通機関利用者

支給要件	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
支給額	運賃等相当額64,000円以下は運賃等相当額。超えるときは支給単位期間につき1箇月当たりの運賃等相当額の額と64,000円との差額の2分の1を64,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額。

2. 自動車等の使用者

支給要件	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
支給額	下記のとおり

使用距離区間

支給額	片道の使用距離		支給額	片道の使用距離		支給額
		2km	～ 4km	3,000円	34km	～ 36km
	4km	～ 6km	4,500円	36km	～ 38km	28,400円
	6km	～ 8km	5,900円	38km	～ 40km	29,800円
	8km	～ 10km	7,400円	40km	～ 45km	33,400円
	10km	～ 12km	8,900円	45km	～ 50km	36,600円
	12km	～ 14km	10,400円	50km	～ 55km	40,000円
	14km	～ 16km	11,900円	55km	～ 60km	43,100円
	16km	～ 18km	13,400円	60km	～ 65km	45,900円
	18km	～ 20km	14,900円	65km	～ 70km	49,400円
	20km	～ 22km	16,400円	70km	～ 75km	52,900円
	22km	～ 24km	17,900円	75km	～ 80km	56,400円
	24km	～ 26km	19,400円	80km	～ 85km	60,000円
	26km	～ 28km	20,900円	85km	～ 90km	63,500円
	28km	～ 30km	22,400円	90km	～ 95km	67,000円
	30km	～ 32km	23,900円	95km	～	70,600円
	32km	～ 34km	25,400円			

○管理職手当

役職	支給額
課長、課長相当職（6級）	35,000円
課長、課長相当職（5級）	30,000円

○寒冷地手当

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800円	11,400円	8,200円

○宿日直手当

勤務の種類	支給額
一般の宿日直	5,600円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	739,000 円	840,000 円 / 416,500 円	
	副 町 長	598,000 円	705,000 円 / 415,000 円	
報 酬	議 長	266,000 円	395,000 円 / 160,000 円	
	副 議 長	215,000 円	310,000 円 / 140,000 円	
	議 員	193,000 円	290,000 円 / 130,000 円	
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)	6月期	1.600 月
			12月期	1.700 月
			計	3.300 月
	副 町 長	(令和5年度支給割合)	6月期	1.600 月
			12月期	1.700 月
			計	3.300 月
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×48/100	(1期の手当額)	(支給時期)
			17,026,560円	任期毎
	副 町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×29/100	8,324,160円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

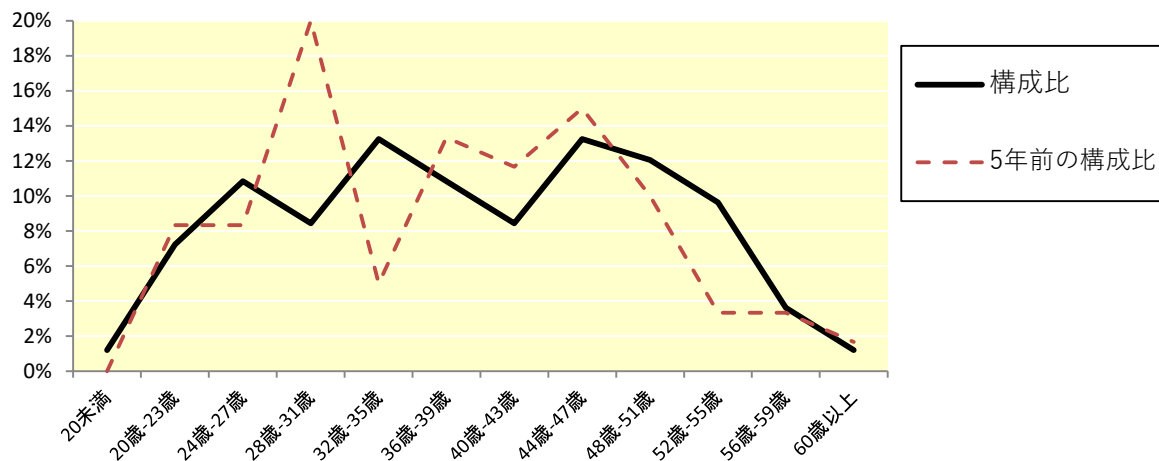
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	19	19	0	
		税 務	3	2	△ 1	定年前退職△1
		農 林	6	6	0	
		商 工	6	6	0	
		土 木	6	5	△ 1	定年前退職△1
		民 生	18	18	0	
		衛 生	3	3	0	
	小 計	63	61	△ 2		
	教 育 部 門	11	10	△ 1	不補充△1	
	小 計	74	71	△ 3		
会 計 部 門	公 営 企 業 等	病 院	3	3	0	
		水 道	1	1	0	
		下水道	2	3	1	公営企業会計導入対応1
		その他	5	5	0	
		小 計	11	12	1	
合 計		85 [97]	83 [97]	△ 2		

(注) 1 職員数は、一般職（嘱託職員及び臨時職員を除く。）に属する定員管理上の職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	9人	7人	11人	9人	7人	11人	10人	8人	3人	1人	83人

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
一般行政	60	61	66	65	63	61	1 (1.7%)	
教育	11	11	11	11	11	10	△1 (△9.1%)	
普通会計計	71	72	77	76	74	71	0 (0.0%)	
公営企業等会計計	11	11	10	11	11	12	1 (9.1%)	
総合計	82	83	87	87	85	83	1 (1.2%)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。